論文要約

提出者氏名	飯石 元哉	指導教員	主	開沼 准教授	副	服部 教授
論文題目	オルタナティブスクールと不登村	交支援の関係	性			

【論文内容の要約】

本稿ではまず、狭義のオルタナティブスクールの存在を指摘し、その定義づけを行った。そして教育機会確保法が草稿段階から成立に至るまでの変化の中で、法が対象としているものが、オルタナティブ教育を行う施設・団体そのものから、子ども(現行法では不登校児童生徒)に変化したことを明らかにした。これは、「子どもの権利条約」を根拠にフリースクール等を支援する動きと捉えることができる。そして、令和5年時点で国はフリースクール等に対する公的援助を行っていないことを確認したうえで、教育機会確保法成立後にフリースクールへの直接支援を行っている茨城県の事例と、認証制度を含めて支援を検討している長野県の事例、そして狭義のオルタナティブスクール現場である箕面こどもの森学園の運営者へのインタビュー調査をもとに、狭義のオルタナティブスクールが多様な学びとして認められるうえで課題を分析した。

結論として、狭義のオルタナティブスクールは教育機会確保法制定による変化がほとんどないと考えられる。その理由は二つあり、まず、法律の対象が「機関」ではなくなったことにより、国レベルで公教育として位置づけられるという目的が果たせなくなったこと。その一方で地方自治体では機関への支援が行われているが、ガイドラインでは「教育内容の相対的自律性」は認められていないことである。

次に、国や地方自治体によるガイドラインや、認証制度から明らかになったのは、フリースクールに関してどのように公的援助を進めていくかは各地方自治体の判断に委ねられているという現状である。つまり、教育機会確保法法制下では「国レベルで行われる個人支援」と「地方自治体レベルで行われる機関支援」、「学校(校長)レベルで行われる出席読み替え」が混在しているという現状が明らかになった。

上記のような現行法制下で、狭義のオルタナティブスクールが抱える課題は主に二つある。一つは定義づけの問題であり、不登校児童生徒を対象とするフリースクールとの区別を明確に主張しなければ、狭義のオルタナティブスクールを「機関」として認める議論が進まない。二つ目は、たとえ狭義のオルタナティブスクールが地方自治体レベルで議論の俎上に上がったとしても、現行法によって行える国レベルの支援では、支援の対象は「子ども単位」でしか行われないために、狭義のオルタナティブスクールそのものが公的な認証を受けることへの議論は進みにくい。

法律が対象とするものの変化によって狭義のオルタナティブスクールが置かれる立場は 複雑であるが、地方自治体レベルから議論が行われることによって、上記二点の課題を克 服する可能性がある。

目次

1.	問	題の所在	1
2.	,才	ルタナティブスクールの定義	2
	2. 1	広義のオルタナティブスクール	2
	2.2	狭義のオルタナティブスクール	3
	2.3	フリースクールの定義	3
	2.4	義務教育法制の要素	4
3.	教	育機会確保法が対象とするもの	5
	3.1	教育機会確保法の概要	5
	3.2	オルタナティブ教育法(案)	6
	3.3	多様な学び保障法(案)	7
	3.4	多様な教育機会確保法(案)	8
	3.5	教育機会確保法	10
	3.6	二つの転換点	10
4.	教	育機会確保法の課題	12
	4.1	国レベルでの課題	12

4.1.1	民間施設への公的支援13
4.1.2	2種類の「不登校児童生徒」13
4.2 地方	「自治体レベルでの課題15
4.2.1	民間への公的支援15
4.2.2	茨城県の事例16
4.2.3	長野県の事例18
4.3 現場	5の課題認識19
4.3.1	インタビュー調査の結果からわかったこと20
5. 議論の	まとめと考察22
6. 終わりに	z24

1. 問題の所在

従来の不登校支援は、「学校復帰」が前提とされていたが、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下、通称である「教育機会確保法」とする。)成立以降、不登校児童生徒への学校外での学びの重要性が認められ、2019年の文科省「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」により、「学校復帰を前提」とする文言が廃止された1。そして同通知内で「不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること2」とあるように、フリースクールなどの民間施設が学校外の教育の場として想定されている。

しかし、一般に総称としてオルタナティブスクールと呼ばれるフリースクールなどの民間施設のなかにも、不登校児童生徒の教育機会確保に特化した形態に対して、欧米のオルタナティブスクールをモデルにしながら主に学校教育法の枠外で子供中心の理念を掲げる団体・施設が存在すると森田は指摘している3。その一方で、教育機会確保法やオルタナティブスクールと学校の連携に関する議論の中で、こうした独自の理念に基づいた教育を行う施設について言及されているものは管見の限り見当たらない。

そこで本稿では、「不登校対策法」とも批判される4教育機会確保法成立後の義務教育法制において、独自の理念に基づいた教育を行う施設・ 団体がどのような立場にあり、法成立後にどのような変化があったのか を、関連する概念を整理しながら分析することを目的とする。

2. オルタナティブスクールの定義

2.1 広義のオルタナティブスクール

フリースクールは文部科学省によってある程度定義づけが行われている一方で、管見の限りオルタナティブスクールは明確な定義が中央省庁によりされていない。そこでこの章では、オルタナティブスクールの定義について先行研究を基にして確認し、定義づけを行う。

藤根は、オルタナティブスクールの研究動向を①オルタナティブスクールの社会での位置付け、②オルタナティブスクール内部での社会関係、 ③社会の変化、特に公教育制度の変化に伴うオルタナティブスクールの 変化の大きく三つにまとめている5。本稿では特に①の研究を参考にする。

日本で最初となる学術的なオルタナティブスクールの全国的な調査 は菊池・永田により 2001 年に発表され、当時はスクールという表現で はなく「オルタナティブな学び舎」という表現が用いられていた6。藤根 は、2019年に発表した論文中でその定義について、菊池・永田の研究7に 依拠して「教育を営む主体がその理念・方針・内容・方法などを自らの 考えにより定め、独特な実践を展開するような自律的な営み」を実践す る、「国家システムから相対的な自律性を保ちながら独自の生活・学習世 界を形成する」組織であると定義している。ここで問題となるのは国家 システムとは何を示すかである。菊池・永田も藤根も明確にその内容を 示していないが、これは日本の義務教育制度を支えるシステムであると 考えられる。そこで本稿では、牛玄による「日本の義務教育法制の構成 要素」を国家システムと考える。牛玄は、就学義務、教員免許制度、学 習指導要領という三つの要素が義務教育法制の「原則」として機能しな がら、不登校への対応として教育支援センター等における教育機会を認 めることで義務教育法制を「補完」してきたと述べている9。つまり、オ ルタナティブスクールは義務教育法制の原則から相対的な自律性を保つ

場所であると定義できる10。さらに注として、ここでの義務教育法制の原則が適応される対象は学校教育法 135 条で掲げられた「学校」とし、オルタナティブスクールは「学校」ではない場所であるとする。

ただし、この定義では後に述べる「一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設」とい
うフリースクールの定義を完全に包含しており、区別が曖昧になる。

2.2 狭義のオルタナティブスクール

藤根はさらに、狭義のオルタナティブスクールの存在を指摘している。「狭義の」とする理由は、実践者たちの間で「フリースクール」に対置されて使われているからであり、「不登校の子どもとの関りを行う施設との違いを意識しながら主流の学校とは異なる教育実践を行うという意味」で、狭義のオルタナティブスクールをオルタナティブスクールの下位分類として例示している11。本稿の目的に沿って、独自の理念に基づいた教育を行う施設・団体をフリースクールと区別して分類する場合はこの狭義のオルタナティブスクールに属すると考えられるが、この分類は不登校支援を中心とするフリースクールの存在を前提として成り立つものであるため、フリースクールそのものの定義を確認する必要がある。

2.3 フリースクールの定義

フリースクールは文部科学省による説明や定義づけが行われているため、それらを参照する。まず前提として、2019年に文部科学省が通知で示した「民間施設についてのガイドライン (試案)」では、フリースクールなどの運営目的を「不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること12」と限定している。そして、フリースクー

ルは文部科学省により「一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設」という説明がある13。また、統計上でも、「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う 民間の団体・施設に関する調査」では、フリースクール(フリースペースを含む)に「不登校の子供を受け入れることを主な目的とする団体・施設を指す」という注意書きがされている14。さらに、教育機会確保法でも、学校以外の場における学習活動の支援の対象は、「不登校児童生徒」に限定されている。

この「不登校児童生徒」という言葉であるが、教育機会確保法では「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう¹⁵」と定義づけがされている。

ここまででフリースクールの定義を確認したが、上記の定義でのポイントは「不登校児童生徒」を対象としている点であるといえる。しかし、狭義のオルタナティブスクールに通う児童生徒が「不登校児童生徒」ではないとする根拠はなく、フリースクールと対比する形で定義できないことになる。

2.4 義務教育法制の要素

2.3 でフリースクールと対比する形での定義が困難であることがわかったので、本稿では広義のオルタナティブスクールが相対的な自律性を保つことを目指している「義務教育法制の要素」による定義づけを行う。

教育理念を重視する狭義のオルタナティブスクールは、牛玄が定義する三つの義務教育法制の要素の中では、「教育内容の基準」で学校とは異

なる選択肢を示す場所であるといえる。一方でフリースクールは、子どもに合わせることを重視しており、統計上では「不登校の子供を受け入れることを主な目的とする団体・施設を指す」とあるように、主たる目的は不登校児童生徒の「受け入れ」である。このような居場所的な性質において、学校外で「学校という場」の代替としての機能を目指しているものがフリースクールだと定義できる。

これまでの議論に基づき、本稿ではフリースクールを「主に学校という場からの相対的な自律性を保ちながら、独自の生活・学習世界を形成する、学校外の民間の団体・施設」とし、狭義のオルタナティブスクールを「主に教育内容の基準からの相対的な自律性を保ちながら、独自の生活・学習世界を形成する学校外の民間の団体・施設」とする。

3. 教育機会確保法が対象とするもの

第2章で狭義のオルタナティブスクールが定義できたので、本章では 教育機会確保法が「不登校対策法」となったことの意味について論じな がら、同法が狭義のオルタナティブスクールに関して抱える課題につい て考察する。

3.1 教育機会確保法の概要

「教育機会確保法」は 2016 年 12 月に成立・公布され、2017 年 2 月に施行された法律である。横井はこの法案の成立過程を整理し、法案内容の変転の論理などを明らかにした。結論から述べると横井は、教育機会確保法の成立過程は法案の内容と検討組織の変化によって三つの段階に分けられると指摘し、学校外の学びの場の要請が結果的に不登校対策法的な意味を持つ法律として成立したと述べている16。

3.2 オルタナティブ教育法 (案)

まず、最初に教育機会確保法を推進した中心組織はフリースクール全国ネットワーク(以下 FSN)であった。FSN は 2009 年 1 月に第 1 回日本フリースクール大会を開催し、「フリースクールからの政策提言」を公表した。フリースクールからの政策提言には、「学校教育法に並ぶ教育義務の実現として、フリースクール等についての新法(仮称「オルタナティブ教育法(案)」)制定を提案する。 フリースクール等やホームエデュケーションは、オルタナティブ教育法(案)に準拠した公教育として位置づける。 つまり、子どもが教育義務対象年齢に達したとき、学校教育またはオルタナティブ教育いずれかに基づく教育義務を課し、多様な教育選択を可能にする制度にする 17」という文言がある。

この FNS による政策提言の段階では、想定されていた法律は「フリースクールやホームエデュケーションを公教育として位置づけるための」 法律であるといえる。

この提言が、教育機会確保法成立の起点であるが、この時点ではフリースクール等の中に狭義のオルタナティブスクールが含まれているのかわからない。しかしその後 FSN によって発表された「(仮称) オルタナティブ教育法骨子案」(Ver.1)(Ver.2)では、「学校以外のオルタナティブな教育を実施する場」を「オルタナティブ教育機関」として具体的に説明している。

「(仮称) オルタナティブ教育法骨子案」(Ver.1)(2011/3/7)

オルタナティブ教育機関は、フリースクール、フリースペース、子ど もの居場所と呼ばれているもの、ホームエデュケーション・ホームスク ールの家庭のほか、各種学校でないインターナショナルスクールや外国 人学校、専門的な教育や高等教育等の特殊な教育も含まれる¹⁸。

「(仮称) オルタナティブ教育法骨子案」(Ver.2)(2012/2/4¹⁹)

オルタナティブ教育機関は、フリースクール、フリースペース、子どもの居場所と呼ばれているもの、ホームエデュケーション・ホームスクールの家庭、シュタイナーやフレネ、デモクラティック教育など独自の教育、インターナショナルスクールや外国人学校、専門的な教育や高等教育等の特殊な教育も含まれる²⁰。

下線部が新たに追加されたことから、オルタナティブ教育機関の中に狭義のオルタナティブスクールが想定されるようになったことが、(Ver.1)から(Ver.2)への変化としてわかる。つまり、この(Ver.2)の段階では、狭義のオルタナティブスクールを公教育として位置づけることも目指されていたといえる。

3.3 多様な学び保障法 (案)

2012 年 10 月に、シュタイナー学校、オルタナティブスクール、外国人学校、ホームエデュケーションなどの関係者や研究者の参加を経て、「多様な学び保障法を実現する会」(以下、「実現する会」と表記する)が発足した。横井は、オルタナティブ教育法骨子案 (Ver.2) について、教育機関支援よりも子ども個人への支援が望ましいという指摘が議連馳幹事長らからあったとしており²¹、実際にオルタナティブ教育法骨子案 Ver2.0 と、実現する会の第二回総会により改訂された多様な学び保障法骨子案 (2012 年版)の目的部分を比較すると、指摘による変化は明らかである。

オルタナティブ教育法骨子案 Ver.2.0(2012/2/4)

この法律は、子どもの個性を尊重し、多様な学習のニーズに応じて、<u>学校教育法に定める学校以外の「普通教育」のための学習の場を公教育として位置づけ</u>、オルタナティブ教育の促進を図ることを通して、子どもの学ぶ権利を保障することを目的とする²²。

多様な学び保障法骨子案 (2012/10/8)

この法律は、子どもが、その個性を尊重され、一人ひとりそれぞれの学習のニーズに応じて、<u>多様な学びの場を選択できるようにし</u>、普通教育の機会の確保と環境の整備をし、基本的人権としての子どもの学ぶ権利を保障することを目的とする²³。

ここで、法律により支援の対象となる主体が「機関」から「子ども個人」へと変化していることが指摘できる²⁴。この段階の法案中には、学校以外で 9 年間の普通教育を受ける権利を行使できる場として「シュタイナー学校やデモクラティックスクール等の場」が想定されている。

その後 2013 年 2 月の第 5 回日本フリースクール大会で提案、採択した「子どもの多様な学びの機会を保障する法律(多様な学び保障法)骨子案」(Ver.3.1)でも、この想定される場の例は引き継がれている。つまり、多様な学び保障法の段階では、支援対象が「子ども個人」に変化したものの、学習権保障を行う民間の団体として狭義のオルタナティブスクールが想定されていたといえる。

3.4 多様な教育機会確保法 (案)

横井は、2014 年 7 月 3 日に出された教育再生実行会議第 5 次提言において、フリースクール等の学校外の教育機会についての提言がなされたと述べている²⁵。その内容を確認すると、提言には「国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。また、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する²⁶」とある。ここですでに、就学義務や公費負担の在り方の検討対象となっているフリースクールの性質が、「不登校の児童生徒」が学ぶ場所として限定されていることがわかる。ここで、法案の対象が「子ども個人」から「不登校児童生徒」へ変化する兆しが伺える。

この教育再生実行会議第 5 次提言を皮切りに、政治的な動きが加速し、F S N代表の奥地圭子らの働きかけによって発足した超党派フリースクール等議員連盟は、議員立法に乗り出した。2015 年 4 月に奥地らは馳座長から一条校と多様な学びの場を選択するような法の実現は難しいという意見を受け、同 5 月 27 日に夜間中学連とフリースクール等議員連盟の合同総会が開催され、「義務教育段階における普通教育に相当する多様な教育の機会確保等に関する法律案」(以下「多様な教育機会確保法(案)」)が提示された27。

2015 年 9 月 15 日に開催された超党派フリースクール等議員連盟・夜間中学等義務教育拡充議員連盟の合同議連で提出された、「多様な教育機会確保法(案)」を確認すると、多様な教育機会の確保を保障される主体は「義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていない者」とされている。本稿では触れていないが、夜間中学に通う人々の問題も含め

た議論が行われていたため、「不登校児童生徒」という言葉は使われていないが、法の対象となっているのは全ての「子ども個人」ではない。つまり、「多様な教育機会確保法(案)」の段階で既に、法案が対象とするものは「(あらゆる) 子ども個人」から、不登校児童生徒的な意味合いである「義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていない者」へ変化していることがわかる。

3.5 教育機会確保法

そして、第三段階、教育機会確保法が制定される時期には、前段階の 試案にはあった「多様な」という言葉は消え、「義務教育段階における普 通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」が出された。こ の法案に記されている「教育機会の確保」の定義は、「四 教育機会の確 保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間 において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の 段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分 に受けていない者に対する支援をいう」というものであり、その対象は 「不登校児童生徒」となった。

3.6 二つの転換点

教育機会確保法の変化について、倉石は多様な教育を認めるものから不登校対策へと目的が変化したことを主張している²⁸。黒柳による整理でも教育機会確保法の変化について馳座長試案から「多様な」という文言や個別学習計画が消失したことが取り上げられている²⁹。

ここで着目したいのは、フリースクールからの政策提言が出された当 初の「オルタナティブ教育法 (案)」では、「フリースクール等やホーム エデュケーションは、オルタナティブ教育法に準拠した公教育として位置づける」ことを一つの目的としていたが、現行法では「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」とされるにとどまっている30点である。この変化は、法律の対象が「フリースクール等やホームエデュケーション」から、「不登校児童生徒」へ変化したことだと読み解ける。

さらに本稿では横井や倉石、黒柳による整理に加えて、教育機会確保 法が「不登校児童生徒のための」法律に変化したのには、法律が対象と するものについて二つの転換点があると指摘する。一つ目の対象の変化 は、①「機関」対象の支援から「子ども個人」対象の支援への変化であ り、二つ目は②「子ども個人」対象の支援から「不登校児童生徒」対象 の支援への変化である。

先行研究でもほとんど触れられていない①について、この対象の変化が最初に起こったのは、「オルタナティブ教育法(案)」から「子どもの多様な学びの機会を保障する法律(多様な学び保障法)骨子案」の間であると考えられる³¹。3·3 で挙げた二つの法案の目的の違いを確認すると、子どもの学ぶ権利を保障するという目的は同じだが、そのための手段が「オルタナティブ教育が公教育として認められる」ことから、「(子どもが)多様な学びの場を選択できるようにする」というニュアンスに変化している。

②の変化が起こったのは、教育再生実行会議第5次提言の影響が大きいと考えられ、時期としては「多様な学び保障法(案)」から「多様な教育機会確保法(案)」へ移行するタイミングであると想定される。

この①②の変化に着目すると、教育機会確保法が「不登校対策」法と

なったことには二つの意味があると指摘できる。一つは、「あらゆる子どもではなく、不登校児童生徒を対象とする」法律になったという意味。 そしてもう一つはさらに前の段階で、「機関ではなく、子ども個人を対象とする」法律となったという意味である。

この整理によって、現行法が狭義のオルタナティブスクールに大きな変化を与えたかどうかは、「不登校児童生徒」を対象とする法律と成る前に、そもそもの前提として「機関支援が認められなかったこと」にも影響を受けていると考えられる。

4. 教育機会確保法の課題

前章で確認した通り、教育機会確保法では「機関」への支援から「個人」への支援へと対象が変化したことで、オルタナティブスクール全体として、「学校教育法に定める学校以外の「普通教育」のための学習の場を公教育として位置づけ」られるという法案構想当初の目的を果たせなくなった。

しかし、地方自治体レベルでは、「機関」への支援が行われている自治体が存在するという先行研究も存在する32。これは、法律の①の変化の影響を一部受けずに、独自の解釈の下で支援を行っている自治体が存在することを示唆している。そこで本章では、現行の義務教育法制下での狭義のオルタナティブスクールへの公的支援の可能性について、国レベルでの課題と地方自治体レベルでの課題、そして実際のオルタナティブスクール現場での課題を分析する。

4.1 国レベルでの課題

4.1.1 民間施設への公的支援

国による支援については、衆議院第 192 回国会での答弁にその実情が端的に表れている。委員による「附則に盛り込まれた、必要な経済支援のあり方の検討ですけれども、ここにはフリースクールなど民間の支援団体も含まれるべきとお考えなのか」という質疑に対して、伊藤信久衆議院議員は「この法律というのは、全体を通じ、個々の不登校児童生徒を支援の対象としておりまして、フリースクールという団体、施設自体を支援の対象とするものではありません。したがって、経済的支援についても、個々の児童生徒及び保護者を対象とすることを想定しており、フリースクール等の民間の団体への経済的支援は想定しておりません」と回答している33。さらに、令和 5 年の第 211 回国会参議院予算委員会では、国務大臣の発言中に「フリースクールに対しまして直接支援をすることに対しましては、公の支配に属さない教育の事業に対する公金の支出を禁じております憲法八十九条との関係などから慎重に考える必要がある」という文言が見られた34。

これらの国会での発言から、国レベルでは狭義のオルタナティブスクールはおろか、フリースクール等の民間団体への直接的な支援は行われていないことがわかる。

つまり、国レベルの議論で課題となるのは、②の変化による、支援を 受け取る個人間側の問題に帰結する。

4.1.2 2種類の「不登校児童生徒」

まず、個人間で生じ得る差についての一つの視点として、教育機会確保法が対象とする「不登校児童生徒」の性質について言及する。杉山は、教育機会確保法と就学義務体制の衝突の可能性を示唆している。杉山は、不登校には「学校に行きたくても行けない」消極的不登校と、「学校に行

く必要がない」積極的不登校の二つの種類があるとしている³⁵。本稿でのフリースクールと狭義のオルタナティブスクールの定義に従えば、消極的不登校とは「教育内容には(ある程度の弾力化は必要かもしれないが)異論はないが、学校という場に行くことができない」不登校であり、「学校に行く必要がない」積極的不登校とは「学校という場には行けるが、教育内容に納得できない」不登校であると定義できる。

2章で行った定義により、「主に教育内容の基準からの相対的な自律性を保ちながら、独自の生活・学習世界を形成する学校外の民間の団体・施設」である狭義のオルタナティブスクールには、教育の内容に納得ができない積極的不登校の児童生徒と学校という場に行くことができない消極的不登校の児童生徒の両方が在籍する可能性がある。このように、義務教育法制の原則に対する態度が異なる児童生徒が混ざって在籍することにより、公的支援上の課題が生じる恐れがある。この課題について藤根の調査では、1つのオルタナティブスクールの中に、一条校からの出席認定が下りている生徒とおりていない生徒が共存している現状を指摘している36。また、「フリースクール等に関する検討会議」でも学校長が出席読み替えの裁量を持っていることが課題として度々上がっており、「やはり出席認定が校長判断であることが課題として度々上がっており、「やはり出席認定が校長判断であることが課題。過去には、ごく少数だが、校長先生の恐らく個人的なお考えではないかなというところで、出席が認められなかったというお子さんもいた37」という声もあがっている。

この現状は、主に二点の原因によって生じていると考えられる。一点 目は藤根が指摘しており、出席認定が在籍校の校長や管轄する教育委員 会の判断によって変わるため、在籍校によっては認定されないという事 態が起こり得る点である³⁸。二点目は本稿が指摘する狭義のオルタナテ ィブスクールの立場上起こるものである。具体的には、消極的不登校の児童生徒を主な対象とするフリースクールは、機関と個人の義務教育法制上の立場が同じ(学校という場の代替という意味での例外)であるため、機関と個人への支援をほぼ同義で解釈し運用可能であるのに対し、積極的不登校の児童生徒の両方が通う可能性のある狭義のオルタナティブスクールは、機関としては義務教育法制の中の教育内容の代替を目指す一方で、学習の権利を認められている権利主体である児童生徒は、場の代替を求める児童生徒と教育内容の代替を求める児童生徒の両者が存在することにより、法の解釈により同じ施設に通う個人の間で支援の有無やその内容に差が生じる可能性があることによって、同一のオルタナティブスクール内で個人間に認定や支援の有無が生じていると考えられる。

4.2 地方自治体レベルでの課題

4.2.1 民間への公的支援

国によるフリースクール等の民間団体への直接支援が行われていない 一方で、地方自治体レベルでは支援が行われていることが、先行研究に より明らかになっている。つまり、地方自治体レベルでは①の変化が起 こる前に法案が対象としようとしていた「機関」を公的支援の対象とし て認めるという動きの中で生じる、「機関間の差」が、より鮮明な課題と なって浮き上がると考えられる。

牛玄は先進的に民間施設への支援に取り組んでいる自治体のフリースクール等の支援を進める動きには、(a) NPO 等への補助事業によって進める形態:施設事業費補助型、(b) NPO 等が指定管理者として受託により進める形態:公設民営型、(c) 自治体の政策提案事業における NPO

提案の採択として進める形態: 政策提案事業採択型の三つの形態があり、 自治体による民間支援は「子どもの権利条約」を基盤とする法制を根拠 に行われていることを明らかにした³⁹。本山はその中でもフリースクー ル等の多様性や自律性について検討するにはフリースクール等の運営体 制や支援活動の充実を目的とする、補助事業の分析が必要だと述べてい る。そして、補助要件と財政支援に関する監査から公的関与の内実を明 らかにした⁴⁰。

ただし、本山は、教育機会確保法成立以前から民間団体への補助事業を行っていた自治体を研究対象としている。そこで、この章では教育機会確保法成立後に狭義のオルタナティブスクールが公的支援の対象になるかを検証するために、令和3年度から民間の施設への補助事業を行い始めた茨城県と、令和6年度から補助事業の新設を目指している長野県を対象にして、民間の施設の補助要件などを確認する。注としては、本稿が対象とする狭義のオルタナティブスクールは、独自の理念に基づき「教育内容の相対的自律」を志向するものであることから、本山に倣って補助事業を分析の対象とするのが相応しいと判断した。

4.2.2 茨城県の事例

茨城県教育委員会では、令和3年度から「フリースクール連携推進事業」を開始している⁴¹。さらに茨城県は独自に「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を令和5年度に作成しており⁴²、文部科学省により令和元年度に出された「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)⁴³」の中で示されている、「民間施設についてのガイドライン(試案)⁴⁴」を参考にしてつくられていることが文章や構成から伺える。

まず着目したいのが「教育内容の相対的自律」が認められるかどうかである。茨城県のガイドラインには指導内容について「ウ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。また、国の義務教育制度を前提としたものであること」との記載がある。これは、「民間施設についてのガイドライン (試案)」にあるものとほぼ同様の表記であるが、これは国の義務教育法制を前提とした指導内容を求めていると解釈するのが妥当である。つまり、教育内容について、義務教育法制から相対的な自律性を図ることは認められていないといえる。この記載に基づけば、狭義のオルタナティブスクールは支援の対象として認められない。

しかし、国では認められていない民間施設への支援を行うために、このガイドラインには、国のガイドラインに追加されたと考えられる文言が多少の表現の違いを除いて二つある。

一つ目は「カ 当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されること」という文言である。これは、牛玄の指摘する「子どもの権利条約」を根拠として法制が構成されつつあることと合致し、民間施設への公的助成を可能にしている一つの要因となる文言だと考えられる。

二つ目は「その他 ア 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。 イ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。)にある者、若しくはその候 - 2 - 補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと。 ウ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団をいう。)又は暴力団員の統制下にある団体でないこと」とする文言である。これらは総じて、公的資金を民間施設へ支出する際の制限として機

能し、資金の使途の正当性を保障するためのものであると解釈できる。 補足として、フリースクール連携推進事業の審査は、茨城県教育委員会 による書類審査と訪問審査によって行われる45。

茨城県の事例をまとめると、教育機会確保法後に国が定めた民間施設のガイドラインに則り、教育内容の相対的自律は認められてはいなかったが、民間施設そのものへの公的資金の援助を行うためと考えられる文言の追加が見られた、という結果となった。民間施設への公的援助を行う茨城県の事例から明らかになった、機関間に生じ得る差として、オルタナティブスクールの中でも「学校という場からの相対的自律性を図る」フリースクールが公的資金の援助を受けられる可能性がある一方で、狭義のオルタナティブスクールは公的資金援助を得られないという差が挙げられる。

4.2.3 長野県の事例

教育機会確保法成立後、茨城県が既に支援を始めた自治体である一方で、長野県では、令和 6 年以降に信州型フリースクール認証制度を始動させるために、「信州型フリースクール認証制度検討会議 46」を開催し、議論が行われている最中である。フリースクールへの公的援助を行うための認証制度であるが、民間施設の間に生じ得る差として着目すべき点は、フリースクールの学びの「類型化」が制度の中に盛り込まれる可能性があることである。

一条校での教育と比較して、フリースクールは定義が困難なほど多様性に富んでいる。多種多様な学びに対して、これまで国が示したガイドラインや地方自治体での取り組みでは、その種類による支援の仕組みの変更などは考慮されてこなかった。長野県では、フリースクールを「居

場所」型と「学び」型等に類型化することで、それぞれのフリースクールが提供する学びの多様性や役割を尊重することができるとしている。 具体的に類型化によって生じる違いとしては、開催日数や活動実績などの制限の緩和や厳格化が挙げられていた。ただし、その一方で、認証は「不登校児童生徒への支援を主として活動する」事業者に限定し、不登校児童生徒への支援を主としていない「学習塾等」は対象外とするとしている47。

狭義のオルタナティブスクールは、不登校であるかどうかに関わらず、「教育内容の相対的自律」を目指す場所である。こういった施設が認証されることは、義務教育体制に「新たな原則」をもたらす可能性のある出来事であるが、実際のところは狭義のオルタナティブスクールに該当するような民間の施設・団体が上記の「学び」型のフリースクールとして認定されるのか、「学習塾等」の「等」に含まれて対象外となるのかは判断しがたい48。

認証に際して、長野県では行政だけではなく外部有識者を交えて現地確認や運営者のヒアリングを行うことを想定しているため、今後の動向によって実際にどのような民間の団体がフリースクールとして認証されるのかは大きく変化しうる⁴9。「学び」型、「居場所」型、そして学習塾等という分類基準を明確にすることは、現行の義務教育法制の原則の中で民間施設が認められるうえでの課題を明確にすることに繋がると考えられる。

4.3 現場の課題認識

ここまで、国レベルと地方自治体レベルで狭義のオルタナティブスク ールへの公的支援の現状を確認してきた。本節では、狭義のオルタナテ ィブスクールの現場の声と照らし合わせることで、それらの課題の実情 を確認する。

具体的に調査の対象としたのは、大阪府箕面市に 2004 年に設立されて以降、フレネ教育やイエナプラン教育をベースに独自の教育実践を行っている「箕面こどもの森学園」の代表者 A 氏である。設立から約二十年と比較的長い活動実績があることに加え、HP に「子ども一人ひとりの個性を尊重し生きる市民を育むことを目的としたオルタナティブスクール(小中学校)」と記されていることに加え、森田の論文でも独自の理念を掲げる施設・団体の代表例として紹介されていたため、対象として相応しいと判断した50。筆者は 2023 年 9 月に施設を見学し、その後 2023年 11 月に A 氏にインタビュー調査を行った。インタビューは Zoom を用いて、半構造化インタビューの形式で行った。

4.3.1 インタビュー調査の結果からわかったこと

結論から述べると、狭義のオルタナティブスクールは、教育機会確保法制定後の変化を「ない」としている。それは教育機会確保法が「不登校の子どものための」ものであることを理由にしている。なぜ、「不登校の子どものための」法律であることによって、狭義のオルタナティブスクールに与える影響がないのか。その問いについて、公的支援の現状と、狭義のオルタナティブスクールが目指していたものについての語りから、答えが明らかになった。

まず前提として、箕面こどもの森学園が位置する大阪府箕面市ではフリースクール等を対象とする金銭的な「機関」支援は行われていない。これについて、公的資金援助が「子ども単位に行われる」という運営者の回答からも、国レベルでの支援の姿勢と一致していることがわかる。

しかし、子ども単位に行われる支援も、その子どもが積極的不登校であるのか消極的不登校であるのかによって、支援が変わり得ると A 氏は述べている。その違いについて、A 氏の語りの中の言葉を参考にすると「多様な学びの場が認められて行政によってはお金が出る」一方で、「(消極的) 不登校の子は受け入れられるけど、自分で選んだ子ども(積極的不登校) は受け入れられない」ことがあるからであると推察される。この個人間に生じる差について、A 氏は「自死率が凄く高くなってしまっている」現状を上げた上で、消極的不登校の子どもに対しては「自分のペースであたたかくやんなさいよということを言ってあげようってことになった」が、積極的不登校の子どもの保護者については「就学義務違反をしている」とされることが世間一般の見解であることで差が生じるとした。

つまり、行政の見解として積極的不登校や、教育内容の相対的自律性を保つことは認められていないことがわかる。このことから、民間施設のガイドラインに、「不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること」を求める記述があるが、実際の運用においては不登校児童生徒の性質を「消極的不登校」に限定されていることが伺える。

その一方で箕面こどもの森学園では、「その子が(消極的)不登校かどうかってことは関係ないんですね。そこの子どもと保護者が教育理念に賛同しているのかっていうのが大事なのであって」という語りから読み取れるように、消極的不登校であるかどうかは受け入れ上は大きな問題ではない。その代わりに、教育内容の相対的自律のために、教育理念への賛同を強く求めていることが伺える。この、不登校の種別を問わない姿勢は、狭義のオルタナティブスクールが求める「多様な」学びの概念

と結びついている。A氏は「多様な学びっていうのは、どの子にとっても多様な学びがあっていいはず」であり、「就学通知」の際に既に選択肢として選ぶことができることが大切であると語っている。子どもを区別すべきでないとする語りは教育機会確保法の②の変化への反論であり、機関が選択肢として存在すべきだとする語りは①の変化への反論であるとも捉えられる。

ここまでの議論から、国レベルでの支援の姿勢と、狭義のオルタナティブスクールが目指すものの違いが明らかになった。国レベルでの支援では、「学校という場の相対的自律性を保つこと」は認められているが、「教育内容の相対的自律性を保つ」ことは認められておらず、子ども個人の視点に立った時には、「学校という場」に行けなかった際に「例外」として初めてフリースクール等に通うことが選択肢として現れる。一方で、狭義のオルタナティブスクールが目指しているものは、不登校児童生徒などの区別をせず、義務教育の新たな「選択肢」として、教育内容の相対的自律性を保つことである。この国の支援の姿勢と狭義のオルタナティブスクールの目的のズレが、狭義のオルタナティブスクールが現行法下で抱える課題の一つであると考えられる。

5. 議論のまとめと考察

本稿では、定義があいまいなフリースクール等の中でも、狭義のオルタナティブスクールに着目し、現行の義務教育法制の中で学校外の教育としてフリースクール・オルタナティブスクールが認められる中での課題を分析することを目的としてきた。

ここまでの議論をまとめると、運営者の語りの中にもあるように狭義 のオルタナティブスクールは教育機会確保法制定による変化がほとんど ないと考えられる。その理由は二つあり、まず、法律の対象が「機関」ではなくなったことにより、国レベルで公教育として位置づけられるという目的が果たせなくなったこと。その一方で地方自治体では機関への支援が行われているが、ガイドラインでは「教育内容の相対的自律性」は認められていないことである。

そして次に、国や地方自治体によるガイドラインや、認証制度から明らかになったのは、フリースクールに関してどのように公的援助を進めていくかは各地方自治体の判断に委ねられているという現状である。

つまり、教育機会確保法法制下では「国レベルで行われる個人支援」 と「地方自治体レベルで行われる機関支援」、「学校(校長)レベルで行 われる出席読み替え」が混在しているという現状が、本稿では明らかに なった。

ここで、狭義のオルタナティブスクールが公的支援の対象として認められるうえでの課題を改めて整理し、その課題を越えるために必要な議論について考察する。まず、狭義のオルタナティブスクールが公的支援の対象となるうえでの課題として、フリースクールとの区別が挙げられる。本稿では義務教育法制の要素への態度の違いから、狭義のオルタナティブスクールという存在を定義したが、文科省で用いられているのも専らフリースクールという語であるように、狭義のオルタナティブスクールの存在はフリースクールの存在の影に隠れて看過されやすい。実際に、「フリースクール等に関する検討会議51」で参照された、「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」でも、シュタイナー教育などの狭義のオルタナティブスクールは、「その他特色のある教育を行う施設など」とまとめられており、検討会議の委員の質問によりその対象にシュタイナー教育などが含まれること

が初めて分かった⁵²。このように、狭義のオルタナティブスクールはその存在を明確に区別しがたく、義務教育の新たな「選択肢」として、教育内容の相対的自律性を保つという目的の違いも明らかになりにくい。

加えて、たとえ狭義のオルタナティブスクールの存在が明確に示されたとしても、教育機会確保法下の国レベルの支援では、支援の対象は「子ども単位」でしか行われないために、狭義のオルタナティブスクールそのものが公的な認証を受けることへの議論は進みにくい。これが現行法制化で狭義のオルタナティブスクールが直面する二つの課題である。

この二つの課題に対し、議論の発端となり得るのが、地方自治体による「機関」への支援であると言える。茨城県の事例や長野県の事例を通じて、「民間の施設」として認められるものがどのようなものを対象にするのか、その解釈によっては狭義のオルタナティブスクールも公的支援の対象になる可能性がある。「子どもの権利条約」を公的援助の根拠とするとき、狭義のオルタナティブスクールで行われている子どもを中心とした学習が支援対象として選ばれることは、十分あり得ると考えられる。

6. 終わりに

本稿では独自の理念に基づいた教育を行う施設・団体を「主に教育内容の基準からの相対的な自律性を保ちながら、独自の生活・学習世界を形成する学校外の民間の団体・施設」として、狭義のオルタナティブスクールという名を用いて定義した。しかし、この定義はフリースクールとの区別を行うことで教育機会確保法が対象とする民間施設の差を明確にするためのものであり、狭義のオルタナティブスクール内部の多様性については触れることができていない。そこには、インターナショナルスクールや、シュタイナー教育、フレネ教育、サマーヒル教育など、異

なる目的、理念に基づいた施設が含まれている。本稿の限界は、このような狭義のオルタナティブスクールの多様性に触れられない点や、自治体が実際に公的援助を行ったフリースクールがどのような施設だったのかを個々に分析することができなかった点などにある。

多様な学びという言葉の「多様な」の意味を考える時、義務教育法制の「例外」として存在することと、「新たな原則」として存在することでは大きく意味が異なる。狭義のオルタナティブスクールが目指しているのは、「教育内容の相対的自律」であり、それは不登校になる以前から、学校とは異なる選択肢として存在することである。この義務教育法制の根幹を問うような議論が、現状では地方自治体によって民間の団体が公的援助の対象となるかどうかによって左右される。フリースクール等は子どものニーズに合わせて多様であることが存在意義の一つにあると考えられるが、ある程度の類型化が進むことで「多様な」学びへの議論が深まり、本稿では対象とできなかったインターナショナルスクールやギフテッド教育など、子どもの権利の観点からニッチなニーズへの対応も可能になるのではないだろうか。

_

¹ 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」、2019 年。

² 同上。

³ 森田次郎「学校社会学の新しい分析枠組みを構想する―現代日本社会における「オルタナティブ・スクール」の諸形態からみた学校文化研究の可能性―」中京大学現代社会学部紀要、第9巻、第2号、2016年、129-160頁。

⁴ 横井敏郎「教育機会確保法制定論議の構図 一学校を越える困難一」教育学研究、第85巻、第2号、2018年、186-195頁。

⁵ 藤根雅之「オルタナティブスクール・フリースクール研究に関する文献検討: オルタナティブ教育研究が位置づく知識構造と社会運動としての捉え直し」大阪大学教育学年報、24巻、2019年、97-110頁。

⁶ 菊池栄治・永田佳之「オルタナティブな学び舎の社会学―教育の〈公 共性〉を再考する―」教育社会学研究、第 68 集、2001 年、65·84 頁。

- 7 菊池栄治・永田佳之「オルタナティブ教育の社会学: 多様性から生まれる<公共性>」日本教育社会学会大会発表要旨集録、1999年、189-192 頁。
- 8 藤根雅之「オルタナティブスクールの連携の技法:傘となる集合行為フレームの創発過程」教育社会学研究、第 104 巻、2019 年、237-257 頁。
- 9 牛玄「義務教育段階における学習権保障法制の変容に関する研究」風間書房、2022。
- 10 この定義により、オルタナティブスクールは教育課程特例校や学びの多様化学校、独自の理念に基づいた教育を行う私立学校などの学校を含まないものとする。広義のオルタナティブスクールに含まれるフリースクールも同様とする。
- 11 藤根雅之「オルタナティブスクールの連携の技法:傘となる集合行為フレームの創発過程」教育社会学研究、第 104 巻、2019 年、237-257頁。
- 12 文部科学省「民間施設についてのガイドライン(試案)」2019 年。 (https://www.mext.go.jp/content/1422155_004_2.pdf) 2024/1/8 最終閲覧。
- 13 文部科学省ホームページ「フリースクール・不登校に対する取組」 (https://www.mext.go.jp/march_lion/torikumi_futoukou.htm) 2024/1/7 最終閲覧。
- 14 文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」 2015 年。
- (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tyousa/1360614.htm) 2024/1/8 最終閲覧。
- 15 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に 関する法律第 2 条 3:(定義)。
- 16 横井敏郎「教育機会確保法制定論議の構図 一学校を越える困難一」 教育学研究、第85巻、第2号、2018年、186-195頁。
- 17 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク「フリースクールからの政策提言」 2009 年。
- (https://www.freeschoolnetwork.jp/file/teigen) 2024/1/7 最終閲覧。 ¹⁸ 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク「(仮称) オルタナティブ教育法骨子案 Ver.1」2011 年。
- (https://aejapan.org/wp/wp-content/uploads/5416c6a54152fad8fcb0 980716b8e198.pdf) 2024/1/7 最終閲覧。
- 19 文書中には 2012 年 2 月 4 日とする文章があるが、実際にこの骨子案が決定したのは多様な学び保障法を実現する会が設立された総会であり、2012 年 7 月 8 日のことである。
- 20 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク「(仮称) オルタナティブ教育法骨子案 Ver.2」2012年。
- (https://aejapan.org/wp/wp-content/uploads/359ffc5260705c97bbe22 39f68ed9224.pdf) 2024/1/7 最終閱覧。
- ²¹ 横井敏郎「教育機会確保法制定論議の構図 一学校を越える困難一」教育学研究、第 85 巻、第 2 号、2018 年、186-195 頁。
- 22 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク「(仮称) オルタナティブ教育法骨子案 Ver.2」2012年。

(https://aejapan.org/wp/wp-content/uploads/359ffc5260705c97bbe22 39f68ed9224.pdf) 2024/1/7 最終閲覧。

²³ 多様な学び保障法を実現する会「子どもの多様な学びの機会を保障する法律(多様な学び保障法)骨子案」2012年。

(https://aejapan.org/wp/wp-content/uploads/9b23e38f1cb0c193c6111c93fcc2c1041.pdf) 2024/1/7 最終閲覧。

- 24 「子ども」の定義について、多様な学び保障法(案)では「この法律では、子どもの多様な学びの機会の保障としていますが、不登校を経験した若者の中には、形だけ卒業し普通教育を十分に享受できずに18歳以上になっている者も少なくありません。これらの者も含めて、ここでは「子ども」という表現を使用しています」とする注がある。
- 25 横井敏郎「教育機会確保法制定論議の構図 一学校を越える困難一」 教育学研究、第 85 巻、第 2 号、2018 年、186-195 頁。
- ²⁶ 文部科学省「今後の学制等の在り方について(教育再生実行会議第五次提言)」2014年。

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/051/siryo/__icsFiles/afieldfile/2015/12/02/1351916_1.pdf) 2024/1/7 最終閱覧。

- ²⁷ 横井敏郎「教育機会確保法制定論議の構図 一学校を越える困難一」 教育学研究、第 85 巻、第 2 号、2018 年、186-195 頁。
- 28 倉石一郎「『教育機会確保』から『多様な』が消えたことの意味 形式主義と教育消費者の勝利という視角からの解釈」教育学研究、第 85巻、第 2 号、2018 年、150-161 頁。
- ²⁹ 黒柳修一「教育機会確保法の成立と「公教育」の課題」教職課程センター紀要、第6号、2021年、27-35頁。
- 30 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に 関する法律第3条2:(基本理念)。
- 31 奥地圭子「「多様な教育機会確保法」はどんな法案か」2015 年。において、奥地が「私たちは運動をはじめた頃、フリースクール等学校教育以外の機関への公的援助を求めてやっていましたが、そうではなく、憲法でいう基本的人権としての教育を受ける権利(学ぶ権利)の保障に立って、個々の子どもの学ぶ権利を基本とする考え方に変え、その子への支援、その親への支援というふうに変更しました。憲法 89条(公の支配)とのからみや、フリースクールの中の線引きの問題も含め、座長試案も一人一人の学ぶ権利の保障という立ち位置になっています」と語っていることからも推定される。

(https://freeschoolnetwork.jp/p-proposal/1467) 2024/1/7 最終閲覧。 ³² 本山敬祐「不登校児童生徒を支援するフリースクールに対する財政支援の可能性一教育機会確保法成立以前より実施されてきた国内先進事例の比較分析一」東北教育学会研究紀要、第 24 号、2021 年、43-56 頁。 ³³ 衆議院ホームページ「衆議院第 192 回国会文部科学委員会会議議録第7号」2016 年。

(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009619220161118007.htm) 2024/1/4 最終閲覧。

34 第 211 回国会参議院予算委員会第 10 号、2023 年。

(https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=121115261X01020230315¤t=10) 2024/1/4 最終閲覧。

35 杉山雅宏「不登校児童生徒への教育上の責任に関する考察」埼玉学園

大学紀要、人間学部篇、22巻、2022年、249-258頁。

年不明。

- 36 藤根雅之「オルタナティブスクール・フリースクールと学校教育の連携一現状把握と活動状況との関連の分析 一」教育科学セミナリー、50巻、2017年、71·84頁。
- 37 文部科学省「フリースクール等に関する検討会議(第 5 回) 議事要旨」2017年。
- (https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/gijiroku/1373982.htm) 2024/1/7 最終閱覧。
- 38 藤根雅之「オルタナティブスクール・フリースクールと学校教育の連携一現状把握と活動状況との関連の分析 一」教育科学セミナリー、50巻、2017年、71-84頁。
- 39 牛玄「義務教育段階における学習権保障法制の変容に関する研究」風間書房、2022。
- 40 本山敬祐「不登校児童生徒を支援するフリースクールに対する財政支援の可能性一教育機会確保法成立以前より実施されてきた国内先進事例の比較分析一」東北教育学会研究紀要、第 24 号、2021 年、43-56 頁。 41 茨城県教育委員会ホームページ「フリースクール連携推進事業」発表
- (https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/compulsory-education/student-guidance/free-school/) 2024/1/7 最終閲覧。
- 42 茨城県教育委員会「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」 2023 年。
- (https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2023/09/minkan shisetsu-guideline.pdf) 2024/1/7 最終閲覧。
- 43 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について (通知)」 2019年。
- (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm) 2024/1/7 最終閲覧。
- 44 文部科学省「民間施設についてのガイドライン (試案)」2019年。
- (https://www.mext.go.jp/content/1422155_004_2.pdf) 2024/1/7 最 終 閲 覧 。
- 45 茨城県教育委員会「令和 5 年度茨城県フリースクール連携推進事業実施要領」発表年不明。
- (https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2023/06/youryou2023.pdf) 2024/1/7 最終閱覧。
- 46 長野県「信州型フリースクール認証制度検討会議」2023年。
- (https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/freeschool/2023kaigi.html) 2024/1/7 最終閲覧。
- 47 長野県「第六回信州型フリースクール認証制度検討会議:資料3;認証の類型化・認証取消」2023年。
- (https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/freeschool/documents/freeschool_kaigi06shiryo03.pdf) 2024/1/7 最終閲覧。
- 48 本稿では、狭義のオルタナティブスクールと「学習塾等」の明確な棲み分けを行うことができていない。藤根は「オルタナティブスクールの類型化-全国調査による活動内容のクラスター分析とテキストマイニングによる集合行為フレームの対応分析-I(大阪大学大学院人間科学研究

科紀要、第 45 巻、2019 年、127-145 頁。)において、「本調査における「塾」とは、オルタナティブスクールとみなされる学びの場の中でも回答者の自己定義によ るものであり、社会的に「塾」とみなされる組織は調査対象にしていない」と述べるにとどまっていることからも、塾とオルタナティブスクールの明確な棲み分けを行うことは、信州型フリースクール認証制度でも課題になると考えられる。

49 長野県「第六回信州型フリースクール認証制度検討会議:資料4;「信州型フリースクール認証制度」の検討に関するこれまでの議論の振り返り」2023 年。

(https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/freeschool/documents/freeschool_kaigi06shiryo04.pdf) 2024/1/7 最終閱覧。

- 50 認定 NPO 法人コクレオの森ホームページ「箕面こどもの森学園」(https://cokreono-mori.com/kodomonomori/index.html)
- 51 教育再生実行会議の第 5 次提言「今後の学生等の在り方について」(平成 26 年 7 月 3 日)において、「国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。」とされたことを受け設置された
- 52 文部科学省「フリースクール等に関する検討会議(第 5 回) 議事要旨」2017年。

(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/gijiroku/1373982.htm) 2024/1/7 最終閱覧。